

議会の議員に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○議会の議員に対する期末手当支給に関する条例 昭和31年12月21日条例第23号</p>	<p>○議会の議員に対する期末手当支給に関する条例 昭和31年12月21日条例第23号</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この条例は、議長、副議長及び議員に対する期末手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、議長、副議長及び議員に対する期末手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(期末手当)</p>	<p>(期末手当)</p>
<p>第2条 期末手当は、議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下_____これらの日を「基準日」という。）に在職するものに対し、それぞれ基準日の属する月の議長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した議員についても、同様とする。</p>	<p>第2条 期末手当は、議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下<u>この条において</u>、これらの日を「基準日」という。）に在職するものに対し、それぞれ基準日の属する月の議長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した議員についても、同様とする。</p>
<p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員報酬の月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、議員報酬の月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30</p>	<p>(1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30</p>
<p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p>	
<p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたため地方自治法(昭和22年法律第67号)第127条第1</p>	

改正後	改正前
<p>項の規定により失職した議員</p> <p>(2) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した議員(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた議員(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第4条 支給日に期末手当を支給することとされていた議員が当該支給日の前日までに次の各号のいずれかに該当する場合(第2号に該当する場合にあっては、当該行為について次項各号に規定する場合のいずれにも該当しないときに限る。)には、当該期末手当の支給を一時差し止める。</p> <p>(1) 当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕(当該逮捕に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る。)された場合</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合</p> <p>3 一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、</p>	

改正後	改正前
<p><u>当該一時差止処分の際、一時差止処分の理由を記載した説明書を交付しなければならぬ。</u></p> <p>4 <u>前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、一般職に属する職員の例による。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	

議員提出議案第1号

議会の議員に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を、須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）
第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成24年3月21日

提出者	須賀川市議会議員	森	新	男
賛成者	同	広	瀬	吉彦
同	同	生	田	目進
同	同	大	越	彰
同	同	大	倉	雅志

須賀川市議会議長 鈴木忠夫様

議会の議員に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員に対する期末手当支給に関する条例（昭和 31 年須賀川市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「この条において、」を削る。

本則に次の 2 条を加える。

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 3 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたため地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 127 条第 1 項の規定により失職した議員
- (2) 基準日前 1 か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した議員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた議員（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第 4 条 支給日に期末手当を支給することとされていた議員が当該支給日の前日までに次の各号のいずれかに該当する場合（第 2 号に該当する場合にあつては、当該行為について次項各号に規定する場合のいずれにも該当しないときに限る。）には、当該期末手当の支給を一時差し止める。

- (1) 当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕（当該逮捕に係る犯罪について禁錮以上の刑が

定められているものに限る。)された場合

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- 3 一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の理由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 4 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、一般職に属する職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。